

## 鳥取県私立専修学校教育振興補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県私立専修学校教育振興補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、県内の私立専修学校の保護者負担の軽減及び教育条件の維持向上を図るとともに、その経営の健全性を高め、もって私立専修学校教育の振興を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う私立専修学校を設置する学校法人等（以下単に「学校法人等」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

ただし、学校法人等のうち株式会社においては、次の要件を満たす場合に限るものとする。

- (1) 学校運営事業から生じる剰余金については、次年度への繰越又は積立て等により学校運営に確実に用いられることが定款に明記されていること。
- (2) 設置している私立専修学校を廃止する際の繰越金又は積立て等の剰余財産は、学校法人その他教育の事業を行う者に帰属する旨が定款に明記されていること。
- (3) 当該法人が行う学校運営事業と学校運営事業以外の事業は別の会計として経理すること。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費の額（慶弔、飲食及び渉外に関する一切の経費を除く。）の範囲内において、別に定める基準により算出した額とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (適用除外等)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、原則として本補助金を交付しない。

- (1) 学校法人等の役員又は教職員の間において訴訟その他の紛争があり、当該学校法人等又は専修学校の適正な運営が期しがたい場合
- (2) 学校法人等の財政事情が極度に窮迫して、破産宣告、銀行取引停止処分等を受けた場合
- (3) 学校法人等が法令の規定、それに基づく所轄庁の処分又は当該学校法人等の寄附行為等に違反した場合
- (4) その他専修学校の管理が著しく適正を欠いている場合

2 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、その状況に応じ、本補助金の減額をすることができる。

- (1) 学校法人等が借入金の償還を適正に行っていない場合、その他財政状況が健全でない場合
- (2) その他専修学校の教育条件又は管理運営が適正を欠く場合
- (3) 専修学校に生徒が在籍していない場合

3 知事は、前項に定めるところによるほか、私立専修学校又は学校法人等の経営管理状況、財政状況、事務処理状況等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、本補助金の額について、所要の調整を行うことができる。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更等)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額又は2割以上の減額に係るもの以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書には、様式第4号による変更計画書その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から10日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限等)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、6年とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため、処分を制限する必要があると認められるもの

3 第6条第1項の規程は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(監督)

第10条 知事は、本補助金の交付を受ける学校法人等に対し、次に掲げる行為を行うことができる。

(1) 私立専修学校の経営に関し、業務又は会計の状況について報告を徴すること。

(2) 私立専修学校の学則に定める定員を著しく超えて入学させた学校法人等に対し、その是正を指示すること。

(3) 学校法人等の予算が本補助金の交付目的に照らして不相当であると認める場合において、その予算を変更すべき旨の勧告をすること。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年12月7日から施行し、平成11年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年12月14日から施行し、平成12年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年3月1日から施行し、平成12年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年11月30日から施行し、平成13年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年9月19日から施行し、平成15年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年6月11日から施行し、平成19年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年10月15日から施行し、平成21年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月9日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行し、令和元年度（平成31年度）事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費
一般事業	<p>学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)別表第3の教育管理費(同表の教育研究経費及び管理経費をいう。)とする。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 技能教育施設関連事業で補助対象となった経費  (2) 他の補助事業で補助対象となった経費  (3) その他補助対象とすることが不適当であると認められる経費</p>
専門課程人件費加算事業	<p>私立専修学校(専門課程)における学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)別表第3の人件費とする。</p>
授業目的公衆送信補償金支援事業	<p>私立専修学校(高等課程・専門課程・一般課程)においてICTを活用した教育を円滑に行うために、学校設置者が負担した授業目的公衆送信補償金制度に係る経費。</p>
技能教育施設関連事業	<p>学校教育法(昭和22年法律第26号)第55条第1項の規定による指定を受けた専修学校で行われる次に掲げる事業で定める額。</p> <p>(1) 技能教育施設運営事業  学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)別表第3の人件費、教育管理費(同表の教育研究経費及び管理経費をいう。)及び設備関係費のうち、指定を受けた連携科目の授業を行う学科(以下「連携学科」という。)の運営に係る額。ただし、次に掲げる経費を除く。  ア 役員の報酬及びこれに類するものに係る経費  イ 退職金に係る経費(退職金給付資金給付事業拠出金を含む)  ウ チャレンジ21支援事業及び魅力ある技能教育施設支援事業で補助対象となった経費  エ その他対象とすることが不適当であると総務部長が認める経費</p> <p>(2) チャレンジ21支援事業  広域通信制高等学校に在籍し、かつ、連携学科に在籍する生徒の自主的なグループ活動(総務部長が適当と認めるものに限る。)に要する経費に対して学校法人等が支援する額のうち、総務部長が別に定める額。</p> <p>(3) 魅力ある技能教育施設支援事業  魅力ある学校づくりを進めるために行う以下の事業に要する経費。</p> <p>① 人権教育推進事業  人権教育の推進に要する経費</p> <p>② 情報教育推進事業  ア 教育用及び教職員用パソコンをレンタル等により整備した場合におけるその賃借料等の経費  イ インターネットを活用した教育活動を推進するために要する経費  ウ 教員の情報教育関連研修に要する経費  エ 情報処理技術者の活用に関する経費</p> <p>③ 教員能力開発及び資質向上事業  教員の能力開発及び資質向上のための研修等に要する経費(代替教員人件費を含む。)</p> <p>④ 特色教育振興事業  先進的、モデル的な特色ある教育の実施に要する経費</p> <p>⑤ 生徒指導充実事業  生徒指導に関連して、カウンセリングのための専門的知識を有する者の配置に要する経費</p> <p>⑥ 社会人講師採用推進事業  実務経験や専門的知識を有する社会人を積極的に活用するために要する経費</p> <p>⑦ 生徒保育体験推進事業  幼稚園や保育園等における保育体験学習のために要する経費</p>